

3 健康で長生きできる社会づくり

① 安心で質の高い医療サービスの提供

目標

県民が安心して良質な医療を効率的に受けられる体制を整備します。

現状と課題

本県では、医師・看護師確保対策として、修学資金の貸付け、看護師等養成所の設置・運営支援、病院内保育所の運営支援などの取組を進めてきましたが、人口当たりの病院数(病床数)や医師・看護師などの医療従事者数がいずれも全国平均を下回っているなど、本県の医療を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

そのため、医師・看護師などの医療従事者の確保・定着対策を引き続き推進することが課題となっています。

また、医師不足などを背景に救急医療体制の弱体化が進んでいることから、救急医療体制の再構築を図る必要があります。

さらに、本県は、いわゆる団塊の世代の割合が高く、全国的にも突出して今後急速に高齢化が進むことから、在宅医療などの提供体制の充実が課題となっています。

そして、地域医療の中心的な役割を果たしている自治体病院への支援を行うなど、医療サービス基盤の整備を進めるとともに、無駄のない効率的な医療提供体制を構築するため、医療機関の役割分担と連携の推進を図る必要があります。

加えて、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の東金から木更津間の開通により、今後、広域的な救急医療体制の拡充に大きな役割を果たすことが期待されます。

取組の基本方向

地域に必要な医療の安定的な提供を図るため、医師・看護師などの確保・定着促進対策を充実させます。

また、救急医療、周産期医療^{*}、在宅医療の体制などの整備に努めるとともに、自治体病院への支援の推進、県立病院の充実・強化を図り、住み慣れた地域で安心して暮らせる医療体制の構築を進めます。

そして、医療機関の明確な役割分担と連携の下に、誰もが質の高い医療サービスを受けられるよう、医療における質の確保を図ります。

主な取組

1 医師・看護職員確保・定着*対策の推進

医師の不足や地域偏在の改善に向け、医学生への修学資金の貸付け、医師のキャリアアップ支援と県内医療機関への就職支援を図るとともに、就労環境の改善支援により、医師の確保と定着促進を図ります。

また、看護職員の不足を解消するため、看護師養成力の拡充強化、就労環境の改善支援等により、看護職員の確保と定着促進を図るとともに、高度な人材の育成を図ります。

- 医学生への修学資金の貸与
- 医療技術研修や地域医療セミナーの開催及び臨床研修や就業に関する相談支援
- 産科医等の処遇改善支援
- 看護師等養成所の支援
- 看護学生への修学資金の貸与
- 病院内保育所の運営支援
- 看護職の再就業の促進と確保
- 看護職員に対する研修の実施
- 保健医療大学の機能充実についての検討
- 千葉大学等からの地域病院への医師派遣



心エコー検査の基本技術習得を目的としたセミナー



看護実習

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

医師・看護職員の確保と定着

医師や看護職員が不足しています！

千葉県では、今後予想される急速な高齢化を見据え、医療サービスを支える人材を確保することが急務となっています。

県の施策として、医学生や看護学生への修学資金の貸し付けや、病院の施設整備を行うなど、医師・看護職員の確保と働きやすい環境づくりを進めています。



2 地域医療連携体制の構築

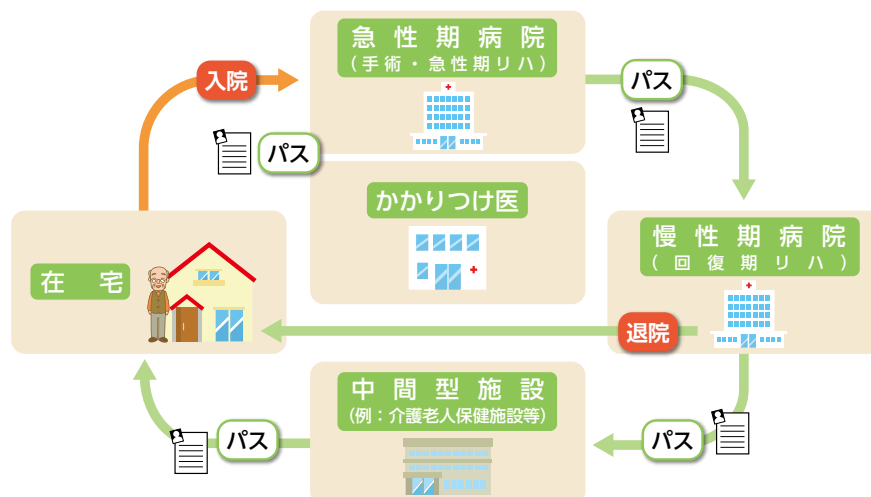
急性期から回復期、在宅に至るまでの医療機関の役割分担を明確化し、連携を促進する「循環型地域医療連携システム」を構築し、県民が地域において、病状に応じ最も適切な医療機関を利用できる、医療連携体制を整備します。

この医療連携システムを有効に機能させるため、全県共用の地域医療連携パス(「千葉県共用地域医療連携パス」)の活用・普及を図ります。

なお、医療連携を図る上で、各医療機関の紹介・振り分け機能など重要な役割を有する「かかりつけ診療所」の機能強化を図ります。あわせて、県民に対する「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」「かかりつけ薬局」の定着促進を図ります。

- 地域医療連携パスの活用・普及
- かかりつけ医の機能強化・県民への定着促進

「循環型地域医療連携システム」と「地域医療連携パス」



3 医療情報提供システムの充実

病院・診療所・助産所・薬局の有する医療・薬局機能に関する情報を、医療機関等からの報告や県の行う調査を基に集約化し、インターネット上で分かりやすく提供することにより、県民・患者等が適切な医療機関等を選択できるよう支援します。

- 「ちば医療なび」による医療情報等の提供

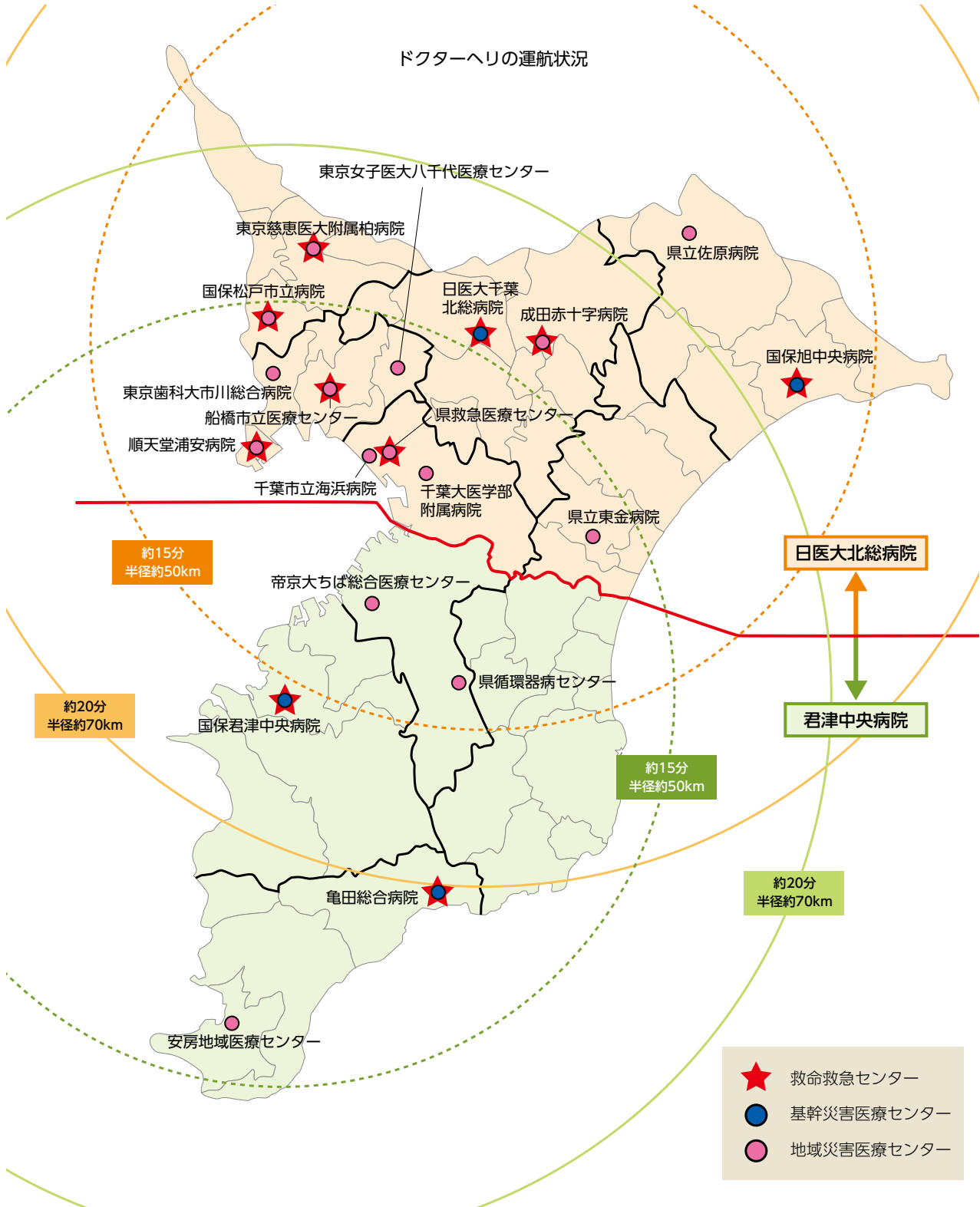
4 救急医療体制の整備

救急コーディネーター^{*}の配置やドクターヘリの運用、救命救急センターへの運営費補助などにより、救急医療における体制整備を進めるとともに、病院と診療所の連携の強化など、地域における救急医療体制の整備を図ります。

- 救急コーディネーターの配置
- ドクターヘリの運営
- 救命救急センター(24時間応需体制)の支援
- 千葉大学等からの地域病院への医師派遣(再掲)



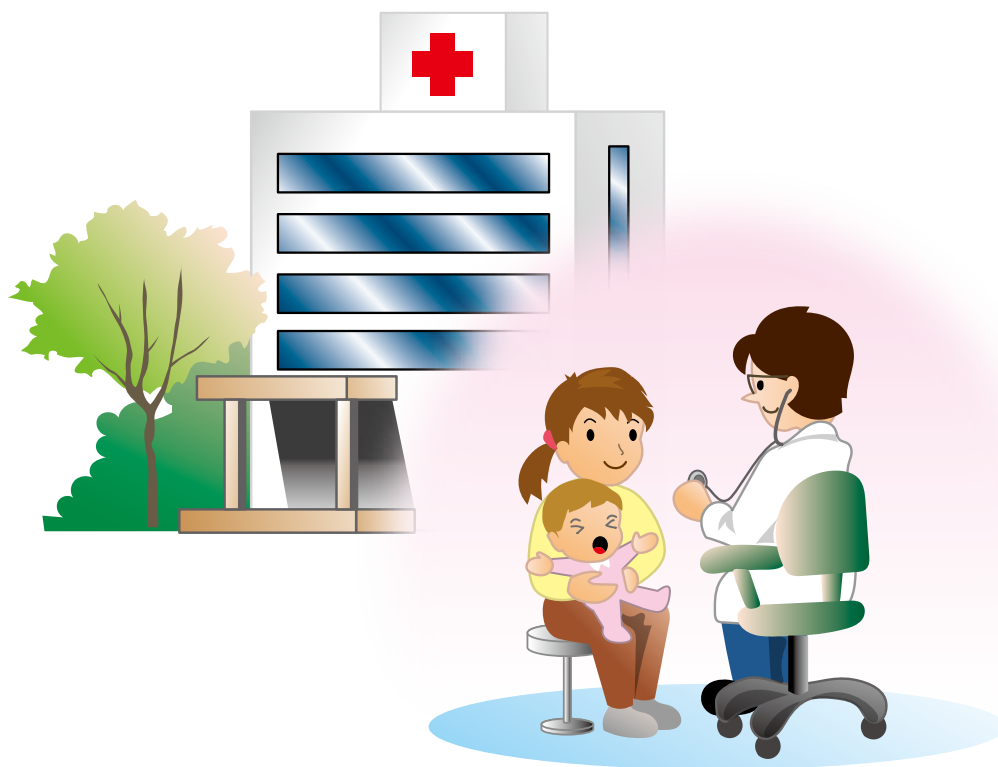
ドクターヘリの運航状況



5 周産期及び小児救急医療体制の整備

周産期及び小児救急医療における体制整備を進めるとともに、病院と診療所の連携の強化など、地域における周産期及び小児救急医療体制の整備を図ります。

- 周産期母子医療センターの支援
- 母体搬送コーディネート体制(24時間・365日体制)の確保
- 小児救急医療拠点病院の支援
- 小児救急医療に係る夜間・休日診療所運営の支援
- 小児救急電話相談の実施





自宅での訪問診療の様子

6 在宅医療の充実

在宅療養を希望する患者や家族を日常的に支える在宅医療提供体制を整備するとともに、患者の病状が急変したときに速やかに入院できる医療連携の仕組みを構築します。

また、医療サービスと介護・福祉サービスが連携した包括的な在宅ケアサービスが構築されるよう、在宅医療を担う多職種の協働を推進します。

さらに、終末期を自宅で過ごすことに対する不安を解消し、患者が望む場所で看取りができる環境づくりについて検討します。

- 在宅医療提供体制の整備
- 包括的な在宅ケアサービスと多職種協働の推進
- 円滑な在宅療養移行に向けての退院支援と病状急変時への対応
- 患者が望む場所で看取りができる環境づくり

7 自治体病院への支援

自治体病院の経営状況などについて定期的な実態把握を行い、それを踏まえて経営改善などの支援を行います。

また、自治体病院の役割分担に基づく機能再編や他の医療機関との連携推進を支援します。

- 自治体が行う医療施設整備に対する支援
- 自治体病院における医師確保のための臨床研修資金の貸与等

8 県立病院の施設整備の推進と良質な医療サービス提供体制の充実強化

医療を取り巻く環境変化に対応しつつ、がん医療、循環器医療、救急医療などの高度専門的な医療の機能を強化し、より一層質の高い医療を提供するため、施設整備や最新の医療機器の充実を図るとともに、医師・看護師等の人材確保と育成に取り組みます。

また、患者の視点に立った患者サービスの向上に取り組み、良質な医療サービスを安定的に提供しながら、更なる経営基盤の強化を図ります。

- がんセンターの施設整備
- 救急医療センター・精神科医療センターの施設整備
- 千葉リハビリテーションセンターの施設整備
- 県立病院の機能強化のための医療機器や施設等の充実
- 勤務環境改善や研修等の充実による人材確保及び育成
- 災害派遣医療チームの体制強化と応急医療資機材等の更なる整備及び災害に備えた医療データバックアップシステム^{*}の整備
- 次期病院情報システム^{*}の開発・導入



臨床研修医の育成指導

② 生涯を通じた健康づくりの推進

目標

「県民が健康でこころ豊かに暮らす社会の実現」を目指し、「健康寿命*の延伸」と「健康格差の実態解明と縮小」に取り組みます。ライフステージや健康状態に応じて、生き生きと生活できるよう生活習慣病予防を中心とした健康づくりを推進します。

現状と課題

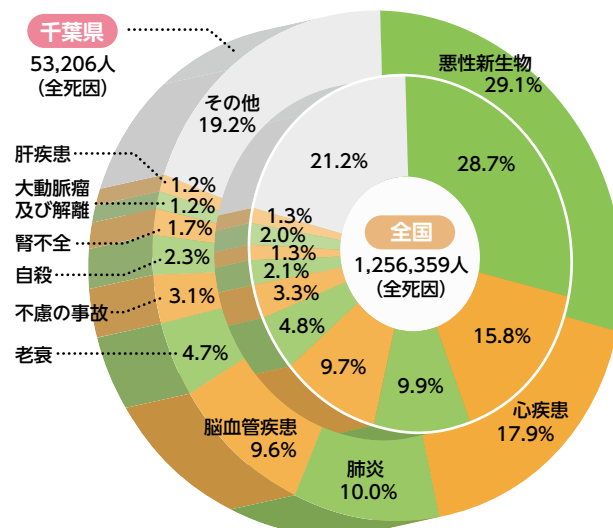
平成12年(2000年)から22年(2010年)までの間で本県の平均寿命はほぼ全国と同様に延伸しています。健康寿命も延伸していますが、男性が全国第3位であることに比べ、女性は全国27位と差がみられます。

また、健康寿命に限らず、地域や集団の違いで健康に関する指標に差異が生じてきています。

がん・心疾患・脳血管疾患等は、その原因に生活習慣も関与していることが分かっており、40歳代から増え始め50歳代で急激に増える傾向にあります。本県も高齢化に伴い生活習慣病患者が増加しています。生活習慣病の発症予防と重症化防止には、小児期からの望ましい生活習慣の獲得など、ライフステージに応じた対策を進める必要があります。さらに、介護を要する原因として介護度が重いグループでは脳血管疾患が、介護度の低いグループでは運動器の障害が主な要因となることから、これを予防する必要があります。

県民の死亡原因の第1位であるがんは、予防と早期発見・早期治療が重要で、がん検診の受診率の向上を図るとともに、がん診療連携拠点病院*及び千葉県がん診療連携協

平成24年死因別死亡別割合(全国・千葉県)



資料：厚生労働省「平成24年 人口動態統計(確定数)の概況」

力病院*を中心に、県民がどこに住んでいても、質の高い医療をはじめ、医療に関する情報提供やきめ細やかな相談支援が受けられるよう体制を整備する必要があります。加えて、科学的根拠に基づいたがん対策を推進するため、正確ながんの実態把握が必要です。

また、こころの健康づくりも、生き生きと自分らしく生きるために重要です。県の自殺者数は、平成24年には減少しましたが、依然として年1,300人前後の方が亡くなっています。特に自殺は、鬱病など複数の要因が重なり発生するとされているため、相談支援機関相互の連携体制強化を図るなど、総合的に自殺対策を進めていく必要があります。

取組の基本方向

県民一人ひとりが健康の状態に応じて生き生きと生活できるよう、個人のみでなく生活背景である家庭・職場・地域にも視点を置いた生活習慣病対策を推進します。

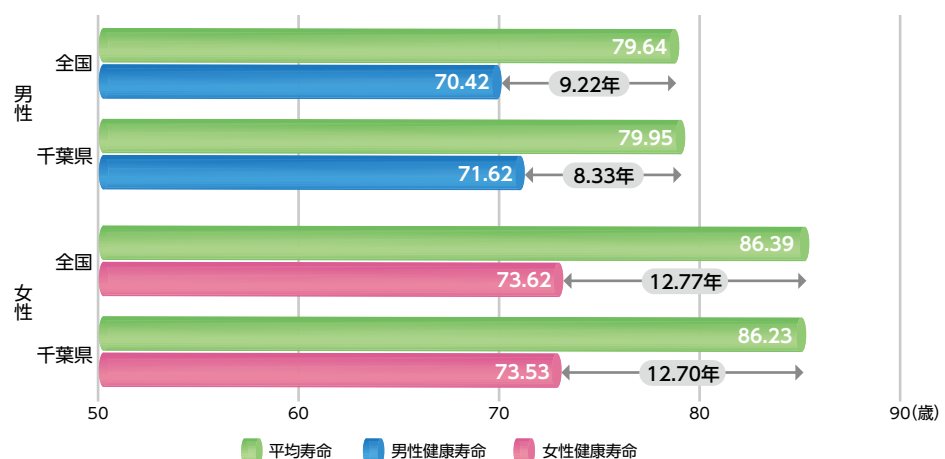
生活習慣病が重症化すると、QOL*の著しい低下を招き健康寿命*にも影響することから、「健康ちば21(第2次)」において、新たに重症化の防止を位置付けるとともに慢性閉塞性肺疾患(COPD)*に取り組むこととし、要支援・要介護状態とならないよう運動器症候群(ロコモティブシンドローム)*等の予防について、普及啓発を図ります。

また、県民一人ひとりががんの予防や早期発見に努め、がんになっても安心して納得した最善の医療を受けることにより、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図られるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

さらに、自殺対策については、相談支援機関相互間の連携体制の構築・強化に努め、自殺予防のための体制づくりを推進するなど、総合的に取り組みます。

あわせて、健康上の課題に関する健康格差の有無、要因について把握・分析するとともに、県民・保健医療関係者等に広く周知します。

全国と千葉県の平均寿命と健康寿命



資料：厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用に関する研究」(平成22年)

主な取組

1 県民主体の健康づくりの推進

県民の高齢化、生活習慣病の増加などにより、医療費の増加が見込まれる中で、県民の健康づくりを効果的に進めるため、県民一人ひとりの健康づくりに関する主体的な取組と併せ、個人だけでは解決が困難な外食での食塩摂取、受動喫煙等の生活環境による影響や、仕事に追われ健康に配慮できない人々の存在等の健康課題を見いだし支援します。

- 生活習慣病予防・重症化防止等のための情報提供・普及
- ロコモティブシンドロームの予防のための普及啓発
- たばこ対策の推進
- 食育の推進など食を通じた健康づくり
- 歯と口腔^{こうくう}の健康づくり
- 家庭や地域、学校、職場における健康づくりへの取組の連携推進



食を通じた健康づくり(学校への出前事業)

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

健康寿命の延伸

健康寿命を御存知ですか！

健康寿命とは、一生のうち健康で支障なく日常生活を送れる期間のことです。人生80年と言いますが、千葉県健康寿命は、男性が71.62年、女性が73.53年です。

また、がんは、日本人の約2人に1人が罹り、約3人に1人ががんで亡くなる身近な病気ですが、早く発見すれば治る可能性の高い病気です。

できるだけ長く元気で生き生きとした生活を送ることができるよう、みんなで健康づくりに取り組みましょう。



2 生活習慣病対策の推進

生活習慣病を予防するため、家庭・学校・企業などに対し食生活や運動など正しい生活習慣の定着に係る啓発・情報提供等を行うことにより、地域や職域が一体となった生活習慣病対策を推進します。特に喫煙（受動喫煙を含む）は生活習慣病への影響が大きいことから、たばこ対策の一層の推進を図ります。

「^{こうくう}歯・口腔の健康」は、良好な食生活を保つなど、全身の健康づくりに重要であることを県民に広く周知します。

また、生活習慣病の有病者・予備群の減少を目指すため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診・特定保健指導*の効果的な実施を支援します。

- 生活習慣病予防・重症化防止等のための情報提供・普及（再掲）
- たばこ対策の推進（再掲）
- 食育の推進など食を通じた健康づくり（再掲）
- 歯と口腔の健康づくり（再掲）
- 特定健診・特定保健指導従事者の人材育成
- 医療保険者、市町村等関係機関への支援



「脱!メタボ」
シンボルマーク



平成25年度健康・体力づくり指導者研修会



千葉県口腔保健図画・ポスターコンクール(平成24年度：特別支援学校の生徒さんの応募作品の一部)

3 総合的ながん対策の推進

県民一人ひとりが、がんの予防や早期発見に努め、がんになっても安心して納得した最善の医療を受けることにより、がん患者とその家族の生活の質の維持向上が図られるよう、総合的かつ計画的ながん対策の推進を図ります。

また、小児がん対策、がん患者の就労問題、患者のための食と栄養のトータルケアにも取り組んでいきます。

- がんの予防・早期発見の推進
- がん医療提供体制の推進
- 緩和ケアの推進
- 相談・情報提供・患者の生活支援の推進
- がん登録の推進及び活用

4 総合的な自殺対策の推進

県の自殺者数は、平成24年には前年比201人減少しましたが、年1,300人前後の方が亡くなられています。自殺は、鬱病など複数の要因が重なり発生するとされているため、相談支援機関相互間の連携体制の強化や、相談支援者への研修会の開催、健康や経済・生活に関する諸問題の相談窓口の周知など、総合的な自殺対策に取り組みます。

- 地域における総合的な自殺対策の推進

5 健康力向上のための地域情報資源の活用

県内の健康・福祉情報や、出生・死亡等の人口動態をはじめ、病気の罹患や介護に関する情報などを整理し、県民に分かりやすく発信します。また、市町村等の施策立案・評価の基礎とするため、健診結果の活用、統計データの整理・分析などを行います。

- 県民に向けた健康づくり情報の発信
- 健康格差の有無・要因分析のためのモニタリング



がん予防展



車内広告用千葉県自殺対策普及啓発ポスター

③ 高齢者が生き生きと安心して暮らせる社会の推進

目標

高齢になっても住み慣れた地域で暮らせる社会づくりを推進します。

現状と課題

本県では高齢化率が全国で7番目に低いことなどから、特別養護老人ホームの整備が全国平均と比べて遅れており、さらに、今後急速に高齢化が進むことから、整備の促進が必要です。

また、多くの方が、介護が必要となっても自宅に住み続けたいと考えているなど、介護施設も含めた住まいのニーズも多様化しています。

一方、急速な高齢化に伴い、認知症や一人暮らしなど、介護や支援を必要とする高齢者の急増が予想される中、福祉・介護を担う人材の確保・定着も、ますます難しい状況になっています。

このため、高齢者が安心して地域で暮らせる社会の構築のため、早急に対策を講じる必要がありますが、地域における高齢化の進展状況、地域特性、地域資源などに差があることから、実情に応じた取組が求められます。

取組の基本方向

介護施設・在宅福祉サービスなどの基盤整備、自宅に住み続けるための支援や、元気な高齢者は自ら担い手となって互いに支え合う地域づくり、医療・介護等の連携強化と介護予防、認知症の人とその家族を支えるための対策、福祉・介護を担う人材の確保・定着対策などを推進します。

また、市町村が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げる地域包括ケアシステム*構築に向けた取組を支援します。

さらに、介護保険事業の実施主体である市町村に対し、事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう助言・支援などを行います。

主な取組

1 高齢期に向けた住まいの充実と多機能化の推進

高齢者の多様な住まいのニーズに対応するため情報提供体制の整備を促進するとともに、高齢者が地域に住み続けることができるよう、高齢期の心身状況に合った住まいへの住み替えやバリアフリー化などに取り組みます。

また、施設介護に対するニーズは引き続き高いものと見込まれることから、広域型特別養護老人ホーム*などについて、市町村と連携し、必要な目標数を定め、整備を一層促進します。

- 特別養護老人ホームの整備促進
- 高齢社会における福祉と住まいの研究

2 高齢者の尊厳を守りながら互いに支え合う仕組みづくりの推進

高齢者が尊厳を持ち、自立して暮らし続けることができるよう、地域において、年齢に関わらず可能な人は自らが担い手となって互いに支え合い、見守り合う体制づくりの促進を図ります。

また、地域包括支援センターの設置を促進するとともに、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることを目指して、包括的及び継続的な支援を行う地域包括ケアの中核的な機能を十分果たすことができるよう市町村を支援します。

さらに、虐待防止のためのネットワークの整備促進や権利擁護の推進を図ります。

- 「ちばSSKプロジェクト*」の実施
- 地域包括支援センターへの支援
- 生涯大学校における地域活動の担い手の養成(再掲)
- 高齢者虐待防止対策の充実
- 成年後見制度*の利用促進



人工呼吸を修得する生涯大学校の生徒

3 在宅生活を支える保健・医療・福祉・介護の連携強化と介護予防の推進

身近な地域において、多様な高齢者のニーズや地域の特性に応じて、切れ目なく医療・介護サービスが受けられるよう、医療・介護サービスの基盤整備と質の向上を図るとともに、地域包括支援センターの機能強化など、医療と介護の連携強化を図ります。

また、高齢者が要介護状態になったり、重度化したりしないよう、日頃からの健康づくりや介護予防の普及・啓発を推進します。

- 医療・介護分野の連携の支援
- 医療・介護サービス基盤の整備促進
- 医療・介護サービスの質の確保・向上の促進
- 地域密着型サービス*の普及促進
- 介護予防の推進
- 生活習慣病予防・重症化防止等のための情報提供・普及(再掲)

4 総合的な認知症対策の推進

認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の保健・医療・介護・福祉関係者が連携して支援する認知症地域支援体制を構築し、認知症の進行の各段階に応じた適切な対応が継続して展開される、総合的な認知症対策の推進を図ります。

- 早期診断と適切な医療・介護サービス提供体制の整備
- 多職種の専門職の協働支援体制の構築に向けた人材養成、連携パスの検討・作成
- 専門的な助言・支援を行う「認知症コーディネーター」の養成
- 地域包括支援センター等の認知症支援機能の充実
- 本人と介護家族への相談支援体制の整備・充実
- 認知症に対する正しい知識の普及・啓発
- 若年性認知症対策の推進



認知症への理解・啓発を目的としたパレード

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

認知症サポーター

認知症サポーターになろう！

チーバくんが腕につけているオレンジリングは、認知症の人や家族を温かく見守り、応援する「認知症サポーター」の証です。

認知症の基本的な知識や接し方を学ぶ講座を受ければ、誰でも認知症サポーターになれます。

地域みんなが認知症について正しく理解し、ちょっとした気遣いや声かけをすることで、認知症になっても安心して暮らせる社会づくりを推進します。



5 福祉・介護人材確保・定着対策の推進

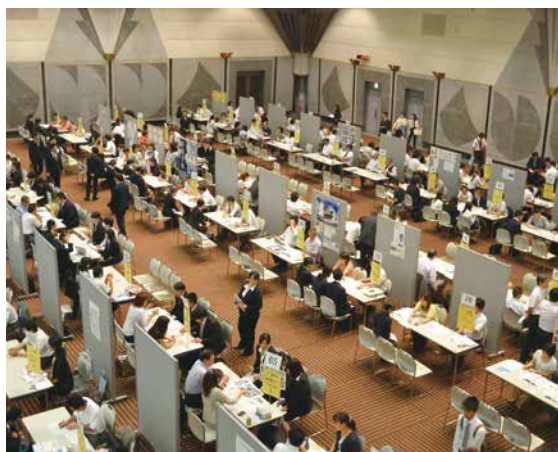
福祉・介護人材の確保・定着に向けて、労働環境等の処遇改善を図るとともに、介護の職場の魅力を紹介する事業などを実施します。

なお、効果的な事業実施には、地域の市町村・施設・教育機関などの連携・協働が必要であることから、地域ごとに「福祉人材確保・定着地域推進協議会」を設置し、地域の実情に合った手法などを検討し、実施します。

- 福祉・介護の仕事の社会的評価の向上
- 若者等新規参入者の拡大
- 潜在的有資格者等の就労促進
- キャリアアップのための現職者研修の促進
- 福祉人材センターの運営



介護職員への痰の吸引シミュレーター研修



福祉のしごとフェア



4 障害のある人がその人らしく暮らせる社会の構築

目標

障害のある人のライフステージに沿った福祉サービスが提供され、障害のある人が地域社会の中で人々と共生し、その人らしく暮らせる環境を整備します。

現状と課題

県内では、身体障害・知的障害・精神障害など障害のある人が増加しており、発達障害*や高次脳機能障害*、難病など、新たな障害も認識されてきています。

また、高齢化の進展などにより、障害のある人は今後も増加し続ける見込みです。

こうした中、県内約5,000人の施設入所者をはじめとする障害のある人が可能な限り身近な地域において日常生活及び社会生活を営めるよう、地域社会での住まいの場としてのグループホーム*等や、地域社会での日中活動の場の整備が求められています。さらに、障害のある人の自立や社会参加の促進に資する就労については、施設利用者の就職率は低く、また、短期離職者が多いなど、就労移行や職場定着など就職を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっています。

障害のある人自身や家族の高齢化が進む中で、親亡き後も障害のある人が地域社会の中でその人らしく暮らせるよう、福祉サービスの充実や地域基盤の整備を図るとともに、自己決定・自己実現や権利擁護を支援するための仕組みの充実が求められています。

取組の基本方向

障害のある人の地域社会でのくらしを支援するために、ライフステージに沿って、グループホーム等や日中活動の場、就労のための福祉サービスの充実や、福祉サービス事業所を利用する障害者の工賃*向上や、一般就労の促進、地域基盤の整備を図るとともに、身近な地域における相談支援体制や療育支援体制の充実強化のための施策を推進します。

また、障害のある人の自己決定・自己実現を支援するために、障害のある人に対する理解の促進や権利擁護、情報バリアフリーを推進し、ハード・ソフト両面の整備を進めます。

主な取組

1 入所施設から地域生活への移行の推進

障害のある人の地域生活を支えるため、利用者のニーズに応じた多様な住まいの場として、グループホームなどの拡充を図るとともに、日中活動の場の充実も図ります。

また、障害程度が重い人についても、できる限り地域で生活できるよう支援していくとともに、地域での支援が困難な障害のある人に対しては、入所施設の果たす役割が引き続き重要であることに留意しつつ、入所施設の有する人的資源や機能を地域生活のバックアップのために活用します。

- グループホーム・ケアホームの整備促進
- グループホーム・ケアホームの質的向上
- 重度・重複障害者等の地域生活移行の推進



グループホームでの食事の準備



グループホームの夕食

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

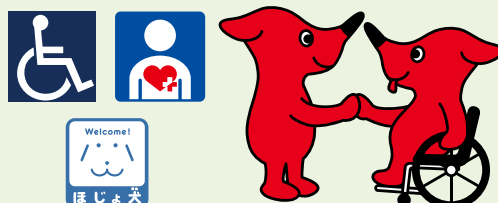
障害のある人に関するマーク

車いすのマークを知っていますか！

これは、車いすを利用する人だけでなく、全ての障害のある人への駐車場やバス等座席での優先利用といった配慮を求めるもので、世界共通の国際シンボルマークです。

この他にも、個々の障害への配慮を明確にするため、例えば、心臓・じん臓など身体内部の障害への配慮を求める「ハートプラスマーク」や、盲導犬・介助犬等の補助犬の啓発のための「ほじょ犬マーク」といった、それぞれの障害に配慮しようという個々のマークもあります。

これらのマークを見かけたら、みんなで気遣ってあげましょう。



2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進

精神障害のある人の地域生活への移行には、医療機関による退院支援や、地域の福祉関係機関による地域生活支援の両面が必要であることから、関係機関が連携して対応する地域ネットワークの構築を推進します。

また、自立した生活の維持や社会参加などを支援するピアサポート*体制の在り方について検討を進めます。

さらに、より身近な地域で、医療と福祉の連携体制の強化を図り、精神科医療機関と障害福祉サービス事業所等と連携した退院促進や地域定着の推進を図ります。

- 精神障害のある人の地域生活への移行支援
- 障害のある人自身が自らの経験を基に相談支援等を行うピアサポートの推進
- 精神科救急医療体制の充実

3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

個別の差別事案の解決を図るとともに、差別の背景にある社会慣行などの問題について協議する「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり推進会議」*などを通じて、障害のある人への理解を広げる取組や、障害のある人に優しい取組の応援を推進します。あわせて、平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されたことを踏まえ、障害者への虐待の防止や早期発見・早期対応に向け、関係機関間との連携強化、研修の実施、県民への普及啓発等に努めます。

また、地域における相談支援体制を構築するとともに、生活支援と一体となった権利擁護の仕組みづくりのため、地域自立支援協議会*の充実・強化への支援やネットワークづくりに取り組みます。

さらに、手話通訳者や点訳・朗読奉仕員などの人材の養成に取り組み、障害のある人の情報コミュニケーションを支援するとともに、情報バリアフリーの推進に取り組みます。

- 障害のある人への理解の促進
- 地域における権利擁護体制の構築
- 地域における相談支援体制の充実
- 手話通訳者等の人材育成
- 情報バリアフリーのための普及啓発の促進



千葉県障害者権利擁護センター

4 障害のある子どもの療育支援体制の充実

障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、関係機関の連携により、地域における療育支援体制の構築を図っていきます。

また、手帳の有無や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のために、地域の障害児施設の有する機能や人材を活用して早期発見や診断、適切な治療や訓練等を行い、地域生活における療育、相談支援体制の充実及び在宅障害児等やその家族の福祉の向上を図っていきます。

さらに、ホームヘルプや障害児通所支援^{*}、訪問看護などを通じて在宅支援機能の強化を図り、子どもの育ちと子育てを支える施策に取り組みます。

なお、東葛地域における重症心身障害児(者)施設の整備について東葛6市と連携しながら、整備に向けた支援を行います。

また、重症心身障害児(者)等が入所する老朽化が進んだ県立施設の整備の在り方について、今後検討してまいります。

- 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
- 障害のある子どもの在宅支援機能の強化

5 障害のある人の相談支援体制の充実

障害のある人の相談支援体制を支援するため、市町村が実施する相談研修会、自立支援協議会などに対して、アドバイザーを派遣します。

また、総合支援法のサービス等利用計画を作成する相談支援事業者の質の向上を目指し、各種の研修を行います。

なお、障害児に係る相談については、手帳や診断名等に関わらず障害の可能性が見込まれる児童のための相談支援体制の充実を図ります。

- 地域における相談支援体制の充実(再掲)
- 地域における相談支援従事者の研修の充実
- 障害のある子どもの在宅支援機能の強化(再掲)



一般企業へ就労するためのトレーニングの様子

6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実

障害のある人が可能な限り一般企業で就労するとともに、継続的な職業生活を維持できるように、障害福祉施設からの就労拡大をはじめとして障害のある人の就職、職場定着、離職時フォローなどの支援などを進めます。

障害のある人の経済的自立に向けて、工賃向上計画に基づく官公需の受注促進と就労支援事業の強化のための支援を行い、工賃の向上を図ります。

また、障害者優先調達推進法^{*}に基づき、県の調達方針を策定し、県の取組を進めます。

- 障害者就業・生活支援センターの運営(地域生活支援事業)強化
- 支援機関や関係機関のネットワークを構築し、情報共有化を図ることによる一般就労の促進
- 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金向上への取組の推進

7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

発達障害、高次脳機能障害、強度行動障害^{*}など、地域の支援施設・機関では通常に対応が難しい障害について、県内に拠点を設置して支援の拡充を図るとともに、より地域に密着した支援ができるよう、民間での専門的・広域的な支援拠点機関の普及促進や、そのための機関・人材育成などの具体的な仕組みづくりを進めます。

また、通所による施設サービスだけでは支援が困難な障害のある人に対して、親の会、当事者サポート団体などと連携した支援などを進めます。

特に本人や家族の負担が大きい重度心身の障害のある人に対しては、医療費に係る負担軽減や利便性の向上に向けて検討を進め、早期実現を目指します。

なお、ひきこもり^{*}本人や家族等に対しては、相談支援等により、ひきこもり本人の自立を推進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ります。

- 重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化^{*}の早期実現に向けた検討
- 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
- 障害のある子どもの在宅支援機能の強化(再掲)
- 重度・重複障害者等の負担軽減の推進
- 重度・重複障害者等の地域生活移行の推進(再掲)
- ひきこもりに対するアウトリーチ型支援^{*}の推進

⑤ 互いに支え合い、安心して暮らせる地域社会づくりの推進

目標

地域住民が互いに支え合い、安心して暮らせる地域コミュニティを再生します。

現状と課題

核家族化に伴う一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加などによる家族内の支え合いの低下や、社会構造・住民意識の変化による地域でのつながりの希薄化が指摘され、虐待、孤立死(孤独死)などが社会問題化するなど、地域の課題は複雑化、多様化しており、従来型の施策や個別の支援だけでは解決することが難しい状況となっています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、地域住民による日常的な支え合いの重要性が改めて認識されています。

このため、全ての県民が当たり前のようにボランティア活動などに参加することや、地域コミュニティに関わる様々な主体によるネットワークの構築、地域を支える人材の育成により、家族内の支え合いの低下を補い、地域で安心して暮らせるコミュニティの再生や地域における新たな支え合いを確立する必要があります。

さらに、福祉関係団体のみならず、障害のある人もない人も、また子どもから大人までの多くの地域住民が地域の課題を解決するために、知恵を出し合い、力を結集させる仕組みづくり、そして市民活動団体や企業、学校、行政など、地域内外の様々な主体と連携・協働した取組が求められています。

取組の基本方向

地域コミュニティの再生、地域住民による新たな支え合いの機運を促進するため、住民ネットワークの構築や地域課題を議論する場づくりを支援するとともに、市民活動団体や企業、学校など、地域に関わる様々な主体が連携・協働して行う地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりを支援します。

複雑化、多様化する地域の課題に対しては、対象者横断的に地域住民からの相談に応じ、生活の支援を行う体制づくりを進めます。

また、超高齢社会を迎え、元気な高齢者が地域活動の担い手として活躍できるよう、互いに支え合う地域づくりを推進します。

さらに、県民のボランティア活動に対する理解を深め、参加を促進するため、活動体験の場と機会の提供や広報・普及啓発を行うとともに、市民活動団体の基盤の強化に向けた取組や仕組みづくりを支援します。

主な取組

1 互いに支え合う地域コミュニティの再生

社会資源の充実やネットワーク化の推進、地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成を図るとともに、県民の視点に立ったより良い地域を作っていくため、市民活動団体、地縁団体、社会福祉協議会、学校・大学、企業、行政など地域の様々な主体が連携・協働して行う、地域の課題解決に向けた取組や仕組みづくりへの支援を行います。

また、対象者横断的に福祉の総合相談を行う中核地域生活支援センター*を運営するとともに、地域における総合相談・生活支援体制の整備を促進します。

さらに、ホームレスの自立支援のため、市町村・市民活動団体などと連携した取組を進めます。

- 地域づくりを総合的にコーディネートする人材の育成
- 地域福祉の推進体制の設置促進
- 総合相談・生活支援を行う体制の整備
- ホームレス自立支援事業の推進
- 地域に関わる様々な主体との連携促進



コミュニティソーシャルワーカー育成研修



小地域福祉フォーラム



ホームレスまちかど健康相談所

2 高齢者等の地域活動への参画支援

地域活動の担い手となる人材の養成を進め、社会参加による高齢者自身の生きがいの更なる高揚を図るため、千葉県生涯大学校*（5学園）に、学生と卒業生の交流支援、市町村等との情報交換を支援するコーディネーターを配置し、地域活動に参加したい卒業生とボランティア等を必要とする地域の団体とのマッチングを行うなど、卒業生の地域活動参加への支援を強化します。

また、地域の老人クラブや県老人クラブ連合会の運営や各種の事業・活動を支援します。

- 生涯大学校における地域活動の担い手の養成
- 老人クラブ活動への支援

3 地域活動に取り組む県民・市民活動団体の支援

多くの県民が当たり前のようにボランティア活動*などに参加することで地域に関わっていく社会の実現に向けて、県民の理解と参加を促進するため、活動体験の場と機会を提供するとともに、様々な形で広報・普及啓発を行います。

また、市民活動団体が、安定的、継続的に活動を実施していけるよう、団体の組織・事業・資金調達力等の基盤の強化に向けた支援を行います。

- 県民のボランティア活動への参加促進
- 市民活動団体への基盤強化等の支援



フルーツマラソンでのボランティア活動

チーバくんの 光り輝く県づくりコラム

ボランティア活動

ボランティア活動に参加しましょう！

暮らしやすく魅力や活力にあふれた地域づくりのためには、子どもからシニアまでのライフステージに応じて自発的なボランティア活動などの社会貢献活動に参加することが、とても望まれています。

